	南十四条西十八丁目（四番から六番まで）
	南十四条西十九丁目
	南十五条西十九丁目
	伏見一丁目
	伏見二丁目（一番から五番まで）
	旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番）
	旭ヶ丘二丁目
	旭ヶ丘三丁目
	旭ヶ丘四丁目
	旭ヶ丘五丁目
	旭ヶ丘六丁目（一番）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	

三　在大阪中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十四年五月十二日から平成二十五年五月十一日まで	大阪市西区　江戸堀二丁目（四番から八番まで） 江戸堀三丁目 京町堀二丁目（五番から十四番まで） 京町堀三丁目 靱本町二丁目 靱本町三丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 江之子島一丁目 江之子島二丁目 阿波座二丁目（二番から四番まで） 立売堀二丁目（二番、三番及び五番） 立売堀三丁目（一番から三番まで及び六番から八番まで） 立売堀四丁目（一番から四番まで及び六番から十一番まで）

	立売堀五丁目（一番から六番まで）
	立売堀六丁目（一番から三番まで、五番及び七番から九番まで）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、府道大阪伊丹線を除く。	

四　在福岡中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十四年五月十二日から平成二十五年五月十一日まで	福岡市中央区　地行浜一丁目 地行二丁目 地行三丁目 地行四丁目（七番から十八番まで） 百道浜一丁目（一番） 早良区　西新二丁目（一番から三番まで及び十二番から二十四番まで）

五　在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十四年五月十二日から平成二十五年五月十一日まで	長崎市　本尾町（一番から三番まで） 上野町 本原町

樋井川の新今川橋からよかトピア橋で囲まれた河川区域（河川法第六条に規定する河川区域）及び同河川区域に架かる橋梁の部分。ただし、新今川橋橋梁部分を除く。側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、地行二丁目及び西新二丁目に接する一級市道千代今宿線道路部分及び道路の区間に接する交差点部分を除く。

○文部科学省告示第八十五号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成四年文部省告示第三十二号（在外教育施設を認定した件）により認定したソウル日本人学校（小学部及び中学部）、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定した台北日本人学校（小学部及び中学部）、台中日本人学校（小学部及び中学部）及び平成六年文部省告示第四号（在外教育施設を認定した件）により認定した高雄日本人学校（小学部及び中学部）の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十日

文部科学大臣　平野　博文

変更前	変更後
台湾省日僑協会	台湾日本人会
ソウル日本人会	ソウルジャパンクラブ

○文部科学省告示第八十六号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第二十一条の規定に基づき、小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した次の在外教育施設の認定について、平成二十四年三月三十一日をもって取り消したので、同規程第二十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月二十日

文部科学大臣　平野　博文

名称	位置	設置者
アテネ日本人学校（小学部及び中学部）	ギリシャ国アテネ	アテネ日本人会
ドイツ桐蔭学園（中学部及び高等部）	ドイツ国バーデン・ヴュルテンベルク	財団法人ドイツ桐蔭学園

○農林水産省告示第千五十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四二四、二〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三三一、六〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一五二、四〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八九、九〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二四〇、七〇〇円

	大橋町（一番、二番及び二十一番）
	橋口町
	岡町
	松山町（七番から九番まで）
	平和町（二番から七番まで、九番から十二番まで及び十五番から二十八番まで）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。	